

苫小牧市観光PR推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市観光PR推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、苫小牧市団体補助金交付基準に関する要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、市内で事業を営む個人又は団体、その他市長が認める者（以下「団体等」という。）とする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、団体等が観光及び特産品の振興、観光客の誘客促進並びに地域経済の活性化に寄与することを目的とし、本市の特産品等を販売するに当たり、次に掲げる全ての要件を満たす場合は、当該団体等に対し経費の一部を補助する。

(1) 市外で行われる公的な機関又は公的な機関に準ずると市長が認めるものが主催、共催又は後援するイベント及び北海道物産展等（以下「イベント」という。）に本市をPRする特産品等の販売又は広報を行うブース等を出店すること。

(2) 出店期間が1日（原則として、イベントの主催者が定めるイベントの当日の開始から終了までの期間をいう。）以上であること。

(3) 会場で本市をPR（本市の文字の入ったのぼり旗や看板設置、パンフレットの配布等）すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業は、補助金の対象としない。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、この限りでない。

(1) 他の補助金制度による支援が適当と認められる事業

(2) 既に他の補助金制度の支援を受けている事業

(3) 宗教的又は政治的活動と認められる事業

(4) 趣味、会員等の親睦、一部住民の利益追求と認められる事業

(5) 団体等の継続的な運営経費、維持経費と認められる事業

3 同様の品目で複数出店する者は、一団体として取り扱う。

4 補助金の交付は、一団体等につき、同一年度3回を限度とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、次の表のとおりとする。

対象経費	摘 要
交通費	実費（ただし、苫小牧市職員等の旅費支給条例（昭和26年条例第4号）の規定の範囲内とする。）
宿泊費	一人一泊につき、10,300円を限度とする。
出店料	主催者に支払う出店料（ブース代）
運搬費	物品の配達費用
その他	その他市長が必要と認める経費

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1とする。ただし、一団体等につき、1回のイベントの出店につき、5万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、あらかじめ苫小牧市観光PR推進事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、団体等に交付決定を通知し、また、不適当と認めたときは、その理由を付して、団体等に却下通知をするものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体等は、事業が完了したときは、速やかに苫小牧市観光PR推進事業補助金実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、団体等に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、この要綱により補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年6月17日に改正する。

この要綱は、平成30年4月1日に改正する。

この要綱は、令和3年9月1日に改正する。

捨印

様式第 1 号（第 6 条関係）

苫小牧市観光 P R 推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）苫小牧市長

住所又は所在地

名称及び
代表者氏名

（令和 年度）苫小牧市観光 P R 推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助金申請額 金 円

・申請内容

イベントの名称	
開催場所	
主催者名	
開催期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
出店品目	
出店者	出店責任者 参加人数 人

・経費

費 目	予算額(概算)	内 訳	備 考
交通費			
宿泊費			
出店料			
運搬費			
その他			
合計			

捨印

様式第2号（第8条関係）

苫小牧市観光PR推進事業補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）苫小牧市長

住所又は所在地

名称及び
代表者氏名

年 月 日付け苫小牧市指令第 号で交付決定のあった（ 年度）苫小牧市観光PR推進事業補助金について補助業務が完了したので、次のとおり報告します。

補助金申請額 金 _____ 円

・報告内容

イベントの名称	
開催場所	
主催者名	
開催期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
出店品目	
出店者	出店責任者 参加人数 人

・経費

費 目	決 算 額	内 訳	備 考
交通費			
宿泊費			
出店料			
運搬費			
その他			
合計			

※添付書類 費用明細書（書式任意）

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

苫小牧市観光 P R 推進事業補助金交付請求書



年 月 日

（あて先）苫小牧市長

住所又は所在地

名称及び
代表者氏名

印

年 月 日付け苫小牧市指令観第 号で交付（決定・確定）通知のありました補助金の交付を請求します。

1 補助金交付 請求額	(概算・精算) 円			
2 支払先口座	銀行名	支店名	普通 当座 その他 ()	口座番号
3 口座名義人	(フリガナ)			

苫小牧市指令 第 号

住所又は所在地

名称及び
代表者氏名 様

令和 年 月 日付けで申請のあった「 」の実施
については、苫小牧市観光PR推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、苫小牧市観光PR
推進事業補助金を下記により交付します。

令和 年 月 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 ⑩

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 補助事業の内容等
- 3 補助条件
 - (1) この補助金を目的以外に使用したときは補助金の全額を返還していただくことがあります。
 - (2) 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。
 - (3) 必要と認めたときは、会計に係る書類を調査することがあります。

苫小牧市指令 第 号

住所又は所在地

名称及び
代表者氏名 様

苫小牧市観光PR推進事業補助金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった「 」の
実施については、苫小牧市観光PR推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の理由により却下したので通知します。

年 月 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 ㊞

却下理由

--

住所又は所在地

名称及び
代表者氏名 様

苫小牧市観光PR推進事業補助金確定通知書

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号で交付決定した、苫小牧市観光PR推進事業補助金については、年 月 日付け実績報告書に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、苫小牧市観光PR推進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 ㊟

- 1 補助金の確定額 金 _____ 円
- 2 補助事業の内容

苫小牧市指令 第 号

住所又は所在地

名称及び
代表者氏名

様

苫小牧市観光PR推進事業補助金取消通知書

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号で交付決定した、苫小牧市観光PR推進事業補助金については、次の理由により、苫小牧市観光PR推進事業補助金交付要綱第11条の規定により取り消します。

なお、既に交付済みの補助金については、期限までに返還してください。

年 月 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 ⑩

1 返還理由

3 返還金額 金 円